



小松市学校規模及び配置最適化基本方針について (概要版)

～児童生徒のより良い教育環境の確保に向けて～

【学校最適化検討チーム】

小松市学校規模及び配置最適化基本方針(案)について



【構成】 I 小松市学校規模及び配置最適化基本方針の概要

- 1 はじめに
- 2 本方針の基本的事項

II 本市小中学校の現状と課題

- 1 児童生徒数の見込み
- 2 学校施設の状況
- 3 学校教育以外の目的での学校施設の利用

III 本市小中学校が有すべき施設の水準・機能

- 1 本市が目指すべき教育のあり方
- 2 本市が目指すべき学校施設の水準と機能

IV 本市小中学校における適正規模・適正配置

- 1 本市が目指すべき学校の適正規模
- 2 本市が目指すべき学校の適正配置
- 3 適正配置の実施手法と実施時期



はじめに

- ▶本市では、令和7年4月に「こまつの教育大綱」を改訂し、時代の変化に対応した持続可能な学校教育環境の整備を重要な視点として位置付けた。
- ▶本市の人口は長年10万人台で推移しているものの、少子化により15歳未満人口の割合は約40年前と比較し半減しており、今後も児童生徒数の減少が見込まれる。
- ▶文部科学省の手引きでは、多様な学びや社会性を育むためには一定規模の児童生徒集団の確保が望ましいとされているが、本市では同省の標準を下回る学校の割合が増加している。
- ▶こうした状況を踏まえ、人口動向の分析やアンケート調査、市民対話会、パブリックコメント等を経て、本市小中学校の規模及び配置の最適化に関する基本方針を策定する。

こまつの教育大綱(令和7年4月改訂)

教育理念

Learn Well, Live Well

いつだって、誰だって、新しい可能性を

良い学び(教育)が、良い暮らし(人生)

につながる。誰でも学びたいときに

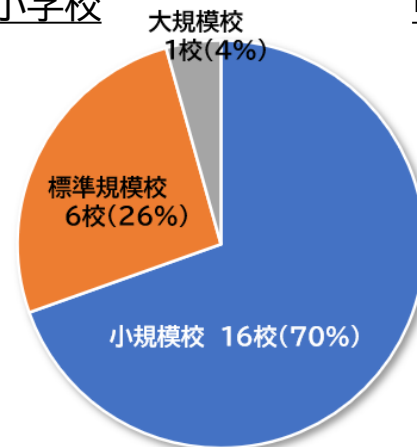
学べる環境がある。



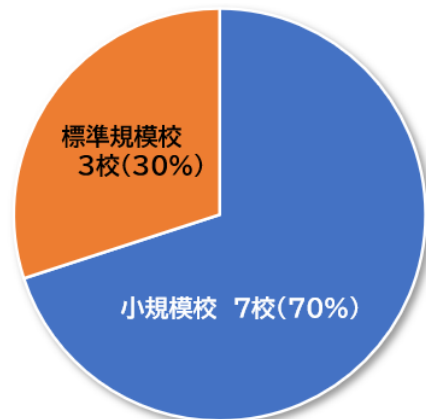
学級数から見た学校規模(R7年度)

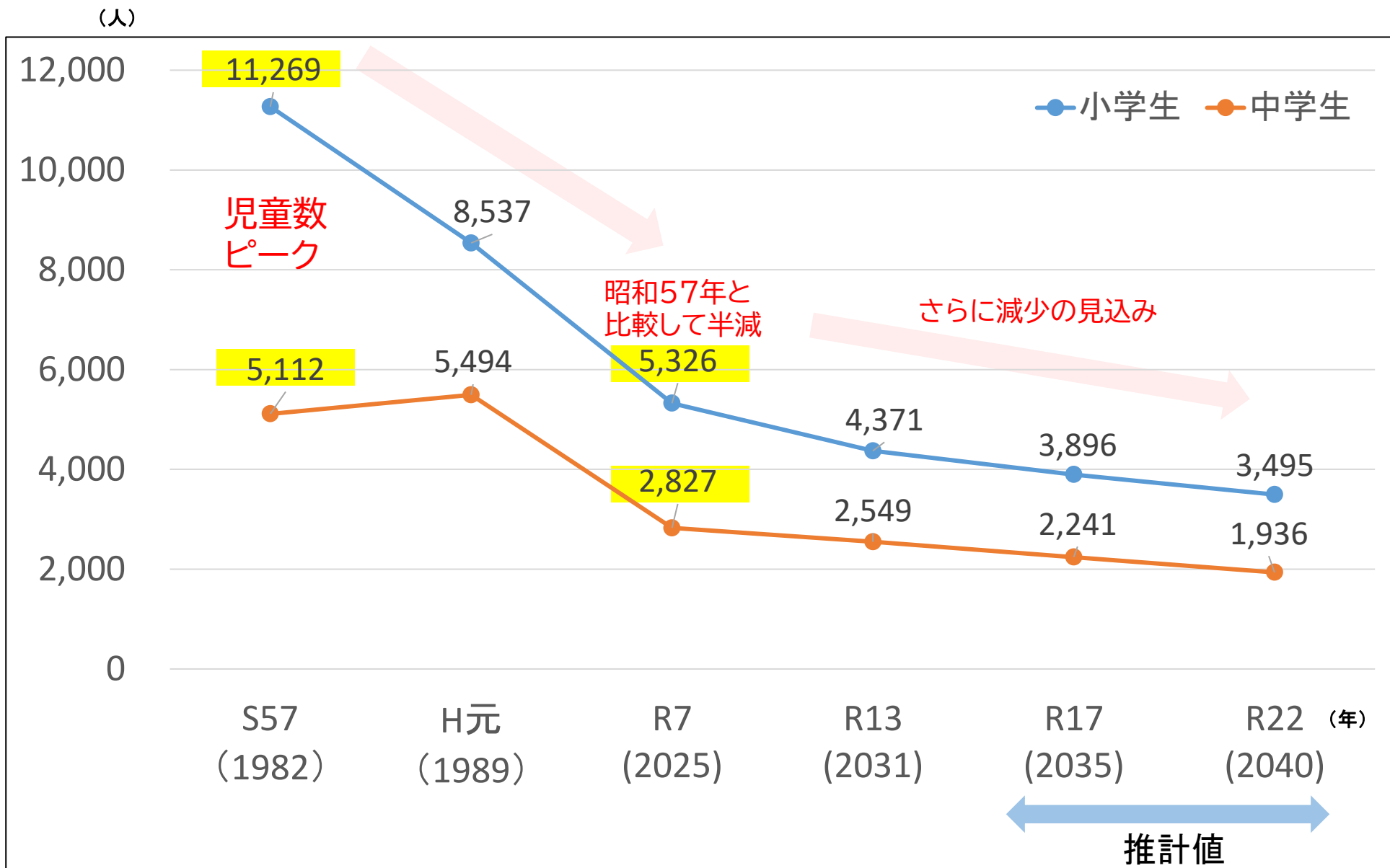
- 11学級以下
- 12学級～18学級

小学校



中学校





学校施設の状況

- ▶市の学校施設は昭和30年代から50年代に建設されたものが多く、耐震化は完了しているものの、築50年以上の校舎が多数残っており、維持管理費は増加傾向にある。
- ▶市民からは、体育館の空調設備、送迎用駐車スペース、バリアフリー化などの要望が寄せられている。
- ▶保護者アンケートでは、「校舎や設備が整っている」とする評価は相対的に低く、施設面への評価は限定的である。
また、児童生徒数は減少しているものの、日本語支援や特別支援教育など教育ニーズの多様化により、校内の未利用スペースは多くない状況となっている。

学校教育以外の目的での学校施設の利用

- ▶放課後児童健全育成事業(学童保育)や学校体育施設開放事業、災害時の避難所としての利用が進んでいるものの、利用スペースの狭さや設備の不足などの課題がある。

学校施設の建築年数

築年数単位:年

小学校						中学校			
学校名	建築年度	築年数	学校名	建築年度	築年数	学校名	建築年度	築年数	
1 芦城小	H22改築(S37)	14	12 日末小	H17改築(S36)	19	1 芦城中	H11改築(S31)	25	
2 稚松小	S37	62	13 符津小	S43	56	2 丸内中	H21改築(S37)	15	
3 安宅小	H24改築(S38)	12	14 粟津小	S42	57	3 松陽中	S41	58	
4 犬丸小	S40	59	15 木場小	S47	52	4 御幸中	H24改築(S39)	12	
5 荒屋小	S40	59	16 矢田野小	S46	53	5 南部中	H17改築(S33)	19	
6 第一小	H24改築(S34)	12	17 月津小	S43	56	6 国府中	S46	53	
7 苗代小	S43	56	18 那谷小	S46	53	7 中海中	S52	47	
8 蓮代寺小	S44	55	19 国府小	S35	64	8 安宅中	S52	47	
9 向本折小	S40	59	20 中海小	S45	54	9 板津中	S58	41	
10 今江小	S40	59	21 東陵小	S49	50	義務教育学校			
11 串小	S42	57	22 能美小	S53	46	1 松東みどり学園	R2統合(S41)	4	

目指すべき教育のあり方

- ▶国が示す「令和の日本型学校教育」は、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現を通して、持続可能な社会の創り手の育成を目指している。
- ▶本市においても、「学びのBest Balance」を基本方針に、特別支援教育や不登校支援などを通して、児童生徒一人ひとりに応じた学校教育環境の整備を進めている。

目指すべき学校施設の水準と機能

- ▶「目指すべき教育のあり方」を実現するためには、児童生徒が多様な考えに触れ協働的に学ぶことができる一定の学校規模の確保が重要であり、小中学校の適正規模・適正配置(後掲)を進める。
- ▶学習スペース:ICTを活用し、学校施設全体を学びの場と捉えるとともに、教室面積の見直しや空間の可変性を確保することで、多様な学びに柔軟に対応できる学校施設を整備する。
- ▶インクルーシブ教育:バリアフリー化を基本に、落ち着いて学習できる場や医療的ケアに対応した支援スペースを確保するとともに、不登校児童生徒等への学習支援や相談のための別室を整備し、性同一性等にも配慮した誰もが安心して学べる施設環境を整備する。
- ▶共創空間:学校を地域コミュニティの拠点と位置付け、地域と連携・協働する活動を生み出す「共創空間」を整備する。
- ▶屋内・屋外運動場:体育活動の充実や地域利用を見据え、屋内運動場の空調設備や、学校区画とは分離されたトイレ、更衣室等を整備する。

小中学校の適正規模

- ▶文部科学省の基準(小中学校ともに12~18学級)を基本とするが、市の方針によりそれを下回る小規模校とすることも可能とする。
- ▶1クラス当たりの児童生徒数は、法令等に基づき石川県教育委員会が小学校35人、中学校40人を標準と定めており、基本的にその基準に従うものとする。
なお、2040(令和22)年度における1学級当たりの児童生徒数は、近年の少人数化の傾向を踏まえ、小学校30人、中学校35人と見込む。
- ▶小中学校の標準的な児童生徒数は、小学校337人(22.5人×2.5クラス×6学年)、中学校391人(29人×4.5クラス×3学年)とし、望ましい児童生徒数の上限を標準の概ね1.5倍、下限を概ね0.75倍とする。

小中学校の適正配置

- ▶中学校下が複数の小学校下を包括することを基本とし、中学校の配置を検討した上で、構成する小学校下を検討する。
- ▶中学校の配置＝生徒の通学距離の総和が最小となる地点を基本とし、交通事情や通学の安全性を踏まえた地域バランスを総合的に判断して配置する。
- ▶小学校の配置は中学校の再配置を前提とし、1つの中学校区が複数の小学校区を包含するよう校区を設定する。
- ▶小学校は地域に密着した機能を有することから、立地条件や通学環境等を踏まえ、適正規模を下回る場合でも設置を継続できるものとする。

適正配置の実施手法

- ▶適正配置は既存施設の活用を基本とし、立地条件や必要機能の確保が困難な場合は新設方式も含め検討。
- ▶過小規模校の解消を優先し、児童生徒数の推移を踏まえ、計画年度に向け段階的に実施する。

目指すべき学校数・実施時期

- ▶標準的な学校規模を基に、小中学校ごとの適正な学校数(下限)の目安を設定する。
- ▶複式学級の学校、又は5年以内に複式となる学校は可及的速やかに適正配置を実施。
- ▶5年以内に望ましい児童生徒数の下限を下回る学校は、概ね5年以内に適正配置。

令和7年度の取組み

- 8月
 - ・本市が目指す「これからの学校像」の検討
 - ・適正規模・適正配置基本方針策定準備
 - ・市が目指す教育
 - ・学校の在り方に関するアンケート実施(保護者・市民・教職員)
- 9月～
 - ・アンケート集計・分析
 - ・適正規模・適正配置基本方針とりまとめ
- 10～11月
 - ・市政懇談会の実施
- 1月
 - ・市PTA連合会との対話会の実施
- 3月
 - ・パブリックコメント募集・公表
 - ・総合教育会議への付議
 - ・「基本方針」策定

令和8年度以降の予定

個別具体的な計画の策定

- ・素案の作成
- ・総合教育会議への付議
- ・パブリックコメント募集・公表

対象校地域での説明会の実施

学校配置最適化・再配置実施に向けての課題

- ・最適化、再配置の実施による不利益(通学距離が長くなること、学校と地域のつながりが弱まる、地域に学校があることが子育てに大切、学校教育以外の学校の機能)のリカバリーの策を示す必要
- ・最適化、再配置の実施による学校跡地の活用策の検討
- ・最適化、再配置の実施について必要性を感じていない者への現状周知、理解を求めること
- ・小規模校が必要とする需要への対応(学びの多様化学校、義務教育学校の併設による様々な受け皿が必要かの検討)